

中川村公告第 23 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率を次のとおり公表します。

令和元年 10 月 15 日

中川村長 宮下 健彦

平成 30 年度決算に基づく健全化判断比率

(単位：%)

実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
—	—	2.2	—
(15.00)	(20.00)	(25.0)	(350.0)

備考

- 1 実質赤字額又は連結実質赤字額がない場合及び実質公債費比率又は将来負担比率が算定されない場合は「—」を記載
- 2 当該地方公共団体の早期健全化基準を括弧内に記載

総括表① 健全化判断比率の状況 (平成30年度決算)

Ver.30.00

(単位:%)

地方公共団体 コード	都道府県名	市区町村名	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
203866	長野県	中川村	-	-	2.2	-

団体区分

5.町村

↑※必ず選択して下さい。

(単位:%)

標準財政規模 (千円)	うち臨時財政対策債 発行可能額	早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
		財政再生基準	20.00	30.00	35.0	

会 計 名		実質収支額	(分母比)
一 般 会 計 等	一般会計	197,626	8.4
	小 計	197,626	8.4
	標準財政規模	2,364,723	100.0
	実質赤字比率 (%)	-8.35	※

会 計 名		実質収支額	(分母比)
公 営 企 業 に 係 る 特 別 会 計 以 外 の 会 計	国民健康保険事業特別会計	7,197	0.3
	介護保険事業特別会計	4,422	0.2
	後期高齢者医療特別会計	223	0.0

会 計 名		資金不足・剰余額	(分母比)
法 適 用 企 業	水道事業会計	223,719	9.5
法 非 適 用 企 業	公共下水道事業特別会計	1,865	0.1
	農業集落排水事業特別会計	1,392	0.1
	合 計	436,444	18.5
	標準財政規模(再掲)	2,364,723	100.0
	連結実質赤字比率 (%)	-18.45	※

※ 実質収支又は連結実質収支が黒字である場合、「実質赤字比率 (%)」又は「連結実質赤字比率 (%)」は負の値で表示されます。

総括表③ 実質公債費比率の状況(平成30年度決算)

Ver.30.00

団体名 長野県中川村

(単位：千円)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪
	元利償還金の額(繰上償還額等を除く)(3③A表「元利償還金」欄の数値を転記)	積立不足額を考慮して算定した額(3①表「エ」欄の数値を転記)	満期一括償還地方債の1年当たりの元金償還金に相当するもの(年度割相当額)(3①表「ウ」欄の数値を転記)	公営企業に要する経費の財源とする地方債の償還の財源に充てたと認められる繰入金(3②表「合計※」欄の数値を転記)	一部事務組合等の起こした地方債に充てたと認められる補助金又は負担金	公債費に準ずる債務負担行為に係るもの	一時借入金の利子	特定財源の額(3③A表「特定財源計」欄の数値を転記)	事業費補正により基準財政需要額に算入された公債費	災害復旧費等に係る基準財政需要額	密度補正により基準財政需要額に算入された元利償還金及び標準元利償還金(ただし、④～⑦に係るものは、地方債の元利償還額を基礎として算入されたものに限る)
平成28年度	399,434			198,557	18,890	2,526			145,411	416,162	118
平成29年度	372,067			179,082	18,862	2,482			143,281	406,887	117
平成30年度	381,132			187,678	17,126	2,440			140,122	405,643	117

	⑫	⑬	⑭
	標準税収入額等	普通交付税額	臨時財政対策債発行可能額
平成28年度	601,865	1,716,443	96,534
平成29年度	612,758	1,663,527	96,327
平成30年度	615,345	1,655,989	93,389

⑮
地方財政法第5条の3第4項第1号の規定に基づき総務大臣が定める額(特別区のみ記入)

	実質公債費比率(単年度)
平成28年度	3.11448
平成29年度	1.21866
平成30年度	2.33632

実質公債費比率(3カ年平均)
2.2

(参考)

	⑥の内訳								
	PFI事業に係る債務負担行為に係るもの(省令第7条第1号)	いわゆる五省協定等により、利便施設及び公共施設を買い取るために行った債務負担行為に係るもの(省令第7条第2号)	国営土地改良事業並びに独立行政法人森林総合研究所、独立行政法人水資源機構及び独立行政法人環境再生保全機構の行う事業に対する負担金(省令第7条第3号)	地方公務員等共済組合が建設した職員住宅等の無償譲渡を受けるために支払う賃借料(省令第7条第4号)	社会福祉法人が施設の建設のために借り入れた借入金の償還に対する補助(省令第7条第5号)	損失補償又は保証に係る債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第6号)	地方公共団体以外の者の債務を引き受けた場合における当該債務の履行に要する経費の支出(省令第7条第7号)	その他これらに準ずると認められるもの(省令第7条第8号)	利子補給に係るもの(政令第12条第4号)
平成28年度					2,526				
平成29年度					2,482				
平成30年度					2,440				

中川村公告第 24 号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 22 条第 3 項において準用する同法第 3 条第 1 項の規定により、平成 30 年度決算に基づく資金不足比率を次のとおり公表します。

令和元年 10 月 15 日

中川村長 宮下 健彦

平成 30 年度決算に基づく資金不足比率

特別会計の名称	資金不足比率(%)	備考
水道事業会計	—	令第 17 条第 1 号の規定により事業の規模を算定
公共下水道事業特別会計	—	令第 17 条第 3 号の規定により事業の規模を算定
農業集落排水事業特別会計	—	令第 17 条第 3 号の規定により事業の規模を算定